

第3章. 忠岡町の都市整備の主要課題

3-1 忠岡町を取り巻く状況の変化と都市整備の主要な課題

本町を取り巻く変化を踏まえつつ、都市整備の視点から主要な課題を整理すると次のようになります。

(1) 災害に強く安全な都市づくりの推進

本町においては、これまで阪神・淡路大震災などを教訓に都市づくりを推進してきましたが平成23年の東日本大震災においては、巨大津波によって非常に広域な範囲で甚大な被害が発生しております。

臨海部に位置し、概ね平坦な地形で、大津川等が町域の北側を流れ、一部には密集市街地も残される本町では、自然災害の発生を再認識するなかで、大阪府や周辺市域等との広域連携を図りながら、災害に強く、安全な都市づくりに取り組むことが求められています。

(2) 住環境と産業環境の調和

本町においては、工業系事業所や商店が減少する一方で、大阪府の都心である梅田や難波まで約20kmといった利便性の高さから、近年の新築建物は専用住宅が多いなど、住居系へと用途純化が進みつつあります。しかし、本町の活力を維持、向上していくためには各種産業の操業環境等を保全していくことも必要です。

本町では、用途地域指定の約6割を準工業地域が占めており、このような土地利用転換の状況を踏まえつつ、各地区の特性をきめ細かくとらえ、本町の発展に望ましい方向へと誘導するための方策を検討することが求められています。

(3) まちの玄関口となる忠岡駅周辺の魅力向上

本町には、忠岡駅が町の中心に位置していますが、駅の利便性を高めるための駅前広場や駐輪場などが未整備なため違法駐車や駐輪なども見受けられ、駅前の商店なども空き店舗が目立つ状況となり、駅利用者数が減少傾向にあります。

一方で、忠岡駅及びその周辺は、まちの玄関口、他都市との結節点として重要な役割を担っており、近年では、鉄道利用の促進による環境負荷の低減なども期待されるなど、環境に配慮した交通結節機能の整備とともに、商業施設をはじめ医療・福祉、子育て等の多様な都市機能が集積した、利便性が高く賑わいのある拠点づくりが求められています。

(4) 忠岡町らしい景観の形成

本町の北側を流れる大津川の河川敷は大津川河川公園として、また、町域内には忠岡公園をはじめ街区公園などを配置し整備するとともに、その他、文化会館、児童館、総合福祉センター、ふれあいホールなどの文化・福祉・集会施設や、スポーツセンター、町民運動場、新浜（には

ま)グラウンド・テニスコートなどのスポーツ施設を充実し生活利便の向上に努めてきています。さらに、忠岡神社や正覚寺をはじめとする社寺仏閣、正木美術館、だんじり小屋なども忠岡町らしさの形成に大きな役割を担っています。

自然的な緑地空間が不足する本町にあっては、このような既存施設等を活かしながら民有地の緑化促進方策の充実などとも連携を図り、より忠岡町らしい緑豊かな景観形成に取り組むことが求められています。

(5) 住民・事業者等のまちづくりへの参画機会の拡充

都市づくりは継続的な取り組みが必要であり、都市計画法においても住民・事業者等による都市計画提案も制度化されました。

本町においても、我が町を自らが創り、守ろうとする気運が生まれつつあり、事業者においてもCSR活動*の一環としてまちづくり活動に参加される機会も多くなってきています。

本町は、「日本一小さな町」で「だんじり」をはじめとする地域コミュニティも受け継がれて来ており、このような地域コミュニティや事業者のCSR活動などを、様々なまちづくり活動へと波及させていくことが求められています。

CSR活動*： 企業は収益を上げ、法令を遵守するだけでなく、人権への配慮や消費者への適切な対応をはじめ、環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業が社会的責任を果たすための諸活動をいう。

3-2 総合的なまちづくりの推進と都市整備の主要な課題

住民意向などを踏まえた総合的なまちづくりの視点から、都市整備に関する主要な課題を整理すると次のようになります。

(1) 第5次忠岡町総合計画の実現

第5次忠岡町総合計画（基本構想）では将来（平成32年）の想定人口を1.72～1.8万人とし、基本理念、将来像、土地利用図は、次のように定めており、都市整備面から実現を図っていくことが求められています。

<まちづくりの基本理念及び将来像等>

基本理念1 人が輝くまちづくり
～人が育ち、お互いに思いやり、
一人ひとりが明るく輝けるまちをめざします～

基本理念2 安全・安心なまちづくり
～人々の暮らしや地球環境を守り、
未来の発展につなげます～

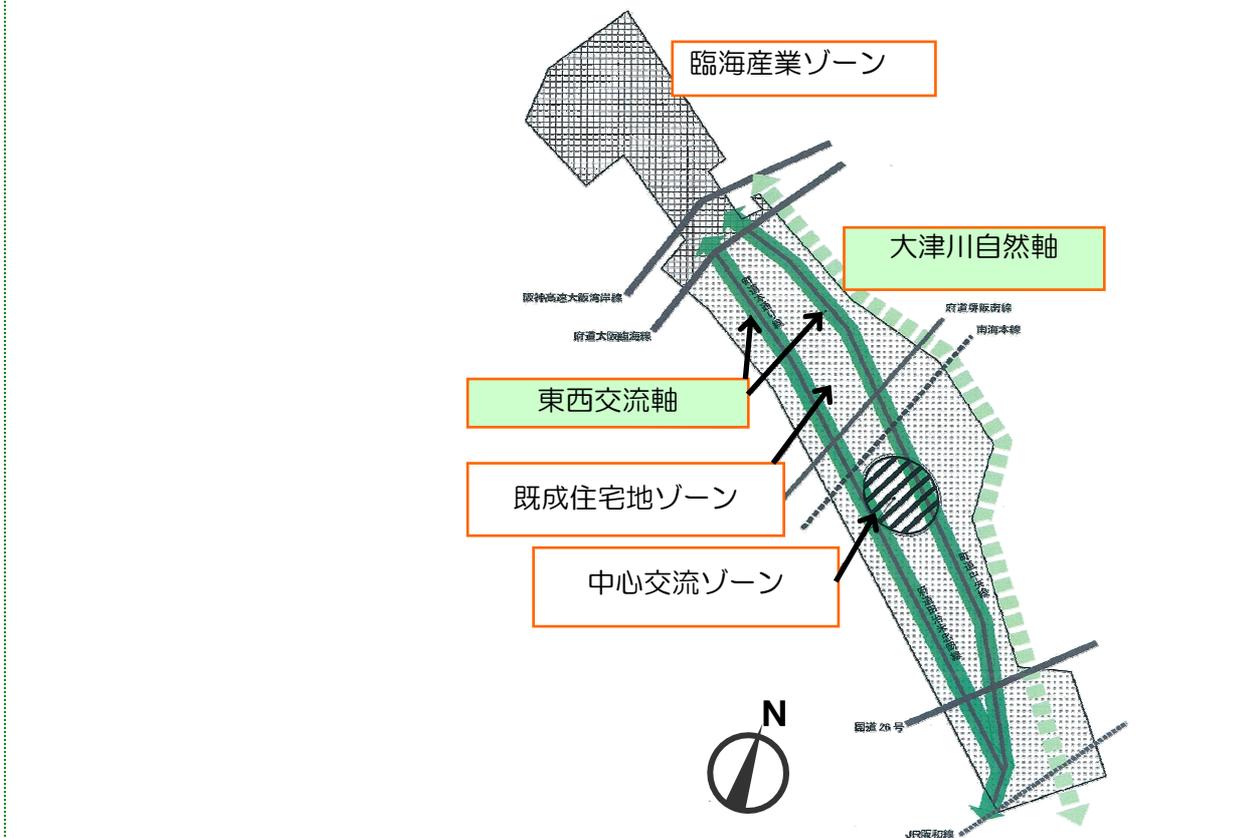
基本理念3 快適で活力のあるまちづくり
～産業の活性化と快適で利便性の高い生活基盤で、
まちを元気にします～

基本理念4 自立と協働のまちづくり
～持続可能なまちの仕組みをつくります～

『日本一小さなまち・忠岡の挑戦』

みんなのでつくろっ夢・希望・感動あふれるまち

図3-1 土地利用図



(2) 住民意向の反映

平成 21 年度忠岡町住民意識調査報告書から本町の将来の姿は、「保健や医療体制、福祉が充実し、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち」が最も多く、重要度の高い施策についても医療や教育、福祉、防犯などが大半を占めています。

このことから「子育て世代やお年寄り」が安心して円滑に移動できるまちづくり、子育て世代が利用しやすい公園や公共公益施設づくりなど、現在の施設等を活かしつつ、ハード・ソフト施策の両面から生活利便を高めていくことが求められています。

また、住民の定住意向を見ると年齢が若くなるにしたがって「できればずっと住み続けたい」と回答した割合が低くなる傾向にあります。

表3-1 年齢別・今後の居住意向

	できればずっと住み続けたい	現在の住居は変 わりたいが、引 き続き忠岡町内 に住み続けたい	一旦、忠岡町外 に移り、いずれ 戻ってきたい	忠岡町外に転出 したい又は転出 する予定	わからない
16～29 歳	37.2%	4.8%	8.7%	13.5%	35.3%
30～39 歳	51.1%	9.1%	0.6%	10.1%	28.7%
40～49 歳	56.5%	5.5%	0.8%	8.6%	28.2%
50～59 歳	66.6%	7.8%	0.7%	4.4%	20.1%
60 歳以上	83.0%	5.7%	0.4%	3.0%	7.2%

(資料：平成 21 年度：忠岡町住民意識調査報告書)

これまで全国的にも、高齢化社会への対応を図るべく高齢者等に配慮したまちづくりが行われてきましたが、若者や子育て世帯の定住は、地域コミュニティ活動の継続化、活性化をはじめ町内商業の活性化を図るうえで重要な役割を担うものであり、本町は難波まで南海電車を利用して約 30 分、梅田には約 50 分と大阪都心へのアクセスに優れていることから、このような立地特性も活かして若者や子育て世帯にとっての定住魅力を形成するといった視点から都市整備を検討することが求められています。

(3) 公共公益施設の効率的な維持管理（アセットマネジメント）への対応

高度経済成長期を背景に整備された公共公益施設は、概ねその耐用年数を迎えようとしていますが、近年、高齢化社会や産業構造の転換などが進行し、本町をはじめ、国及び府の財政は一層厳しさを増しており、現状の施設数を維持したまま新たな施設整備や大規模な改修などを行っていくことは困難な状況にあります。

このため各施設の集約化や長寿命化をはじめ、未利用な公共用地の利活用などへの対応に取り組むことが求められています。

第4章. 全体構想

本町の概ね20年後を見据えつつ、全体構想を次のように定めます。

4-1 都市づくりの基本理念・将来像

(1) 都市づくりの基本理念と将来像

本町を表すキーワードとして「小さなまち」、「顔の見えるまち」、「連帯感（コミュニケーション）のあるまち」があげられ、第5次忠岡町総合計画では、まちの将来像を『～日本一小さなまち・忠岡の挑戦～ みんなでつくろう夢・希望・感動あふれるまち』としています。

本計画においては、概ね徒歩や自転車で町内を移動できる日本一小さな町といった特色を活かしつつ、住民・事業者等が多様な場面において「我がまち・我が故郷の誇り」となる夢・希望・感動を創造し、継承できる都市づくりをみんなで推進することを基本理念として定め、その将来像（テーマ）を「我がまち・我が故郷 コンパクトタウン ただおか」と定めます。

【将来像（テーマ）】

「我がまち・我が故郷^{ふるさと} コンパクトタウン ただおか」

(2) 都市づくりの目標

①安全・安心を誇れるまちへの挑戦

- 大規模な地震や津波、豪雨などの自然災害を教訓に、広域及び地域緊急交通路と関連施設のネットワーク強化をはじめ、細街路の改善、公共公益施設及び住宅の耐震化、下水道の整備、公共公益施設等における標高表示などによって、災害に強い、災害に負けないまちの形成をめざします。
- 交通事故発生箇所の改良や違法駐車・駐輪の防止、各種施設のバリアフリー化などによって、高齢者やこども、障害者など誰もが安心して歩いて暮らせるまちの形成をめざします。
- 防犯灯の設置や公園、公共公益施設における死角の改善などによって、犯罪のないまちの形成をめざします。

②暮らしやすさを誇れるまちへの挑戦

- 大阪の都心に近く、忠岡駅から都心部に直結する交通利便の良さを発揮できるよう、駅前広場や駐輪場、駅前への連絡道路などの交通結節機能の充実を進め、公共交通の利用を促進することによって環境にやさしく、通勤・通学に便利なまちの形成をめざします。
- 忠岡駅周辺においてコミュニティビジネス支援やニュービジネスの起業家支援施策等とも連携を図りつつ、駅前にふさわしい生活サービス機能の充実をすすめ、賑わいのあるまちの形成をめざします。

- 将来を見据えた人口や周辺都市を含めた産業・経済の動向に留意しつつ、産業活動と住環境の調和が図れるよう土地・建物利用を適切に誘導し、身近に働く場があるまちの形成をめざします。
- 農地などの身近なみどりの保全・活用を進めるとともに、新たな開発にあたっては、緑豊かで道路や公園緑地などの都市基盤が整った市街地の形成をめざします。

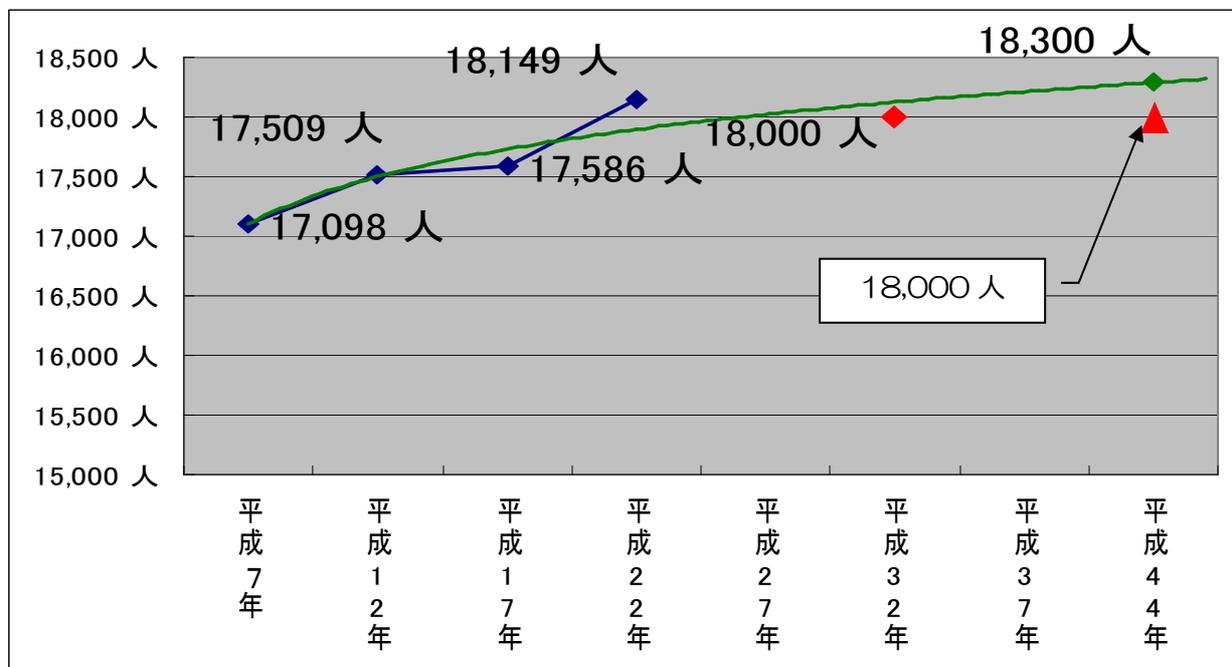
③忠岡町らしさを誇れるまちへの挑戦

- 大津川の水辺環境や町道中央線等の緑環境を骨格に、大阪湾をはじめ忠岡神社、忠岡町シビックセンター、前々池、農地などの個性形成に関わる多様な資源のネットワーク化と各資源の質的向上、民有地の緑化促進などに取り組み、四季の変化が感じられるまちの形成をめざします。
- 「だんじり」や「ただおかユメナリエ」などの地域における祭りやイベントの開催を継承するとともに、忠岡町シビックセンターや小中学校、公園、忠岡漁港、大津川などを活かしたイベントの開催を住民・事業者・行政の協働によって検討し、地域交流が盛んなまちの形成をめざします。

4-2 将来人口フレーム

平成7年以降の国勢調査人口及び第5次忠岡町総合計画における想定人口（上限値1.8万人ー平成32年）を基に、平成44年人口を推計すると約18,300人と推計されます。

今後は、高齢化によって全体的には人口規模がやや縮小すると推測されることから、概ね現状維持となる1.8万人を将来人口フレームと定めます。

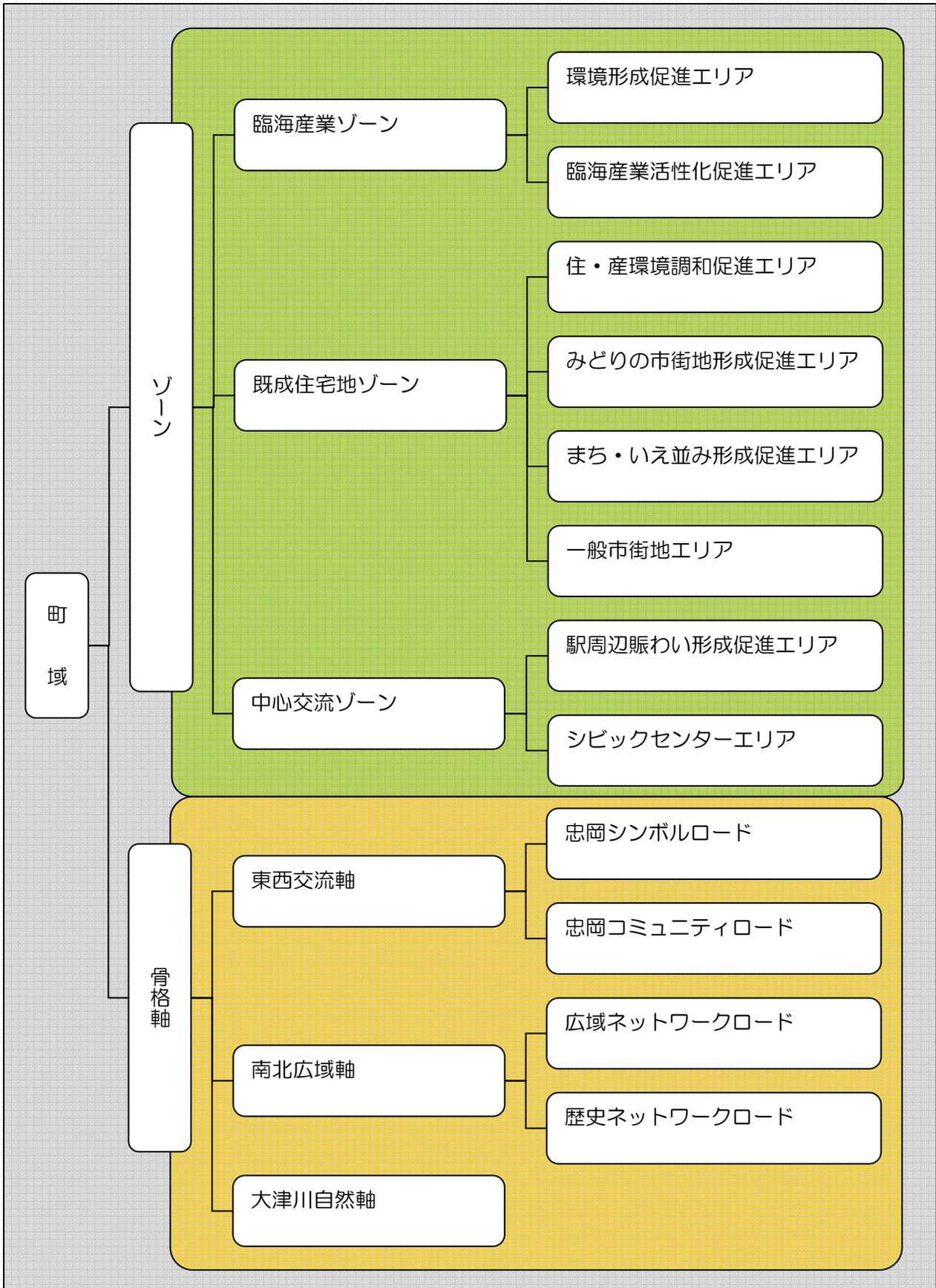


- ◆ 国勢調査人口
- ◆ 第5次忠岡町総合計画における想定人口
- ◆ 対数式による推計結果
- ▲ 将来人口フレーム

図4-1 将来人口フレーム

4-3 本町がめざすゾーンと骨格軸の形成

都市づくりの基本理念及び第5次忠岡町総合計画の将来像と土地利用図を踏まえつつ、概ね20年後を展望する中で、本町がめざすゾーンと骨格軸の形成の方向を、次のように定めます。



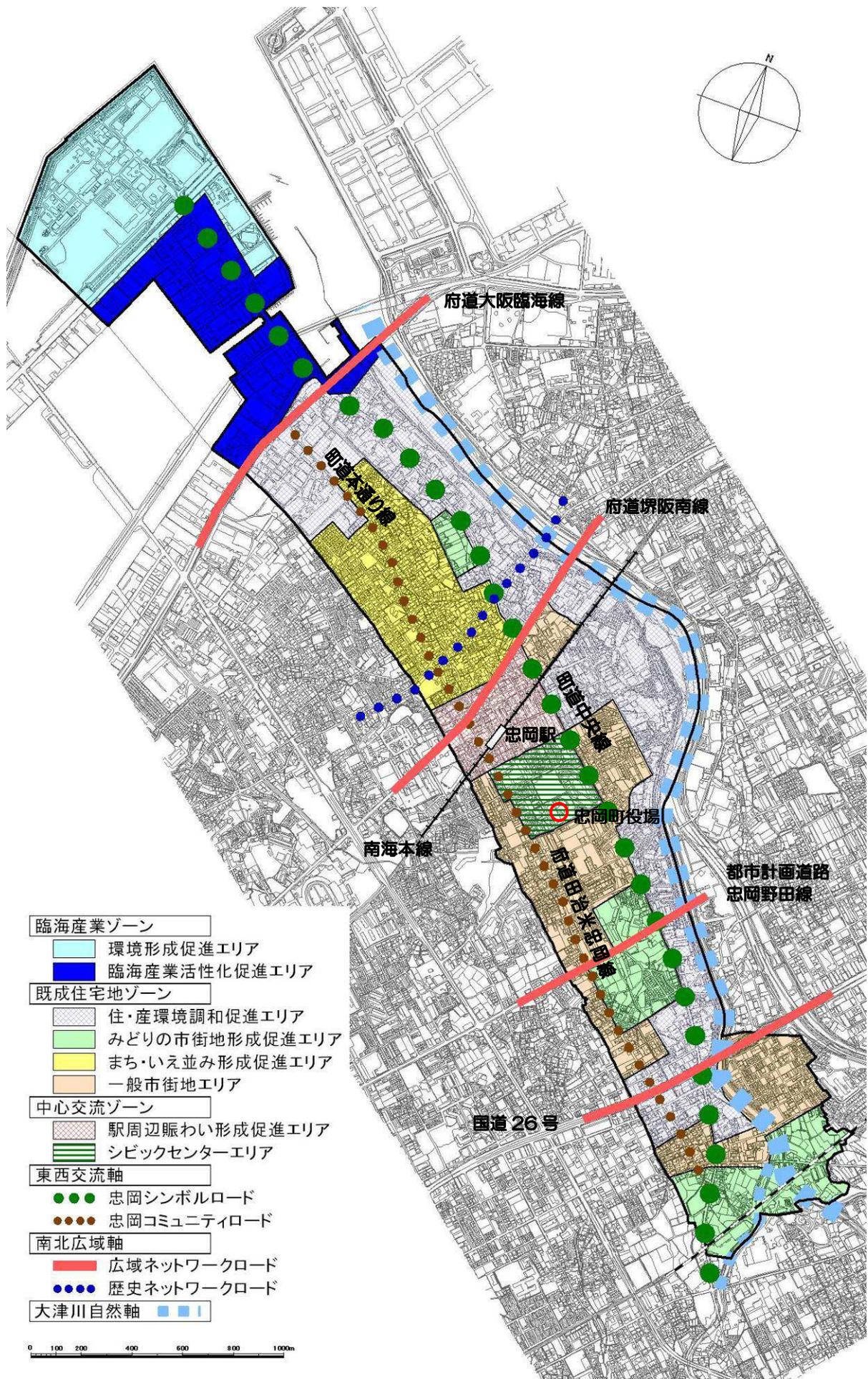


図4-2 ゾーンと骨格軸形成図

(1) ゾーン・エリアの形成

①臨海産業ゾーン

1) 環境形成促進エリア

このエリアは、南大阪湾岸流域北部水みらいセンターや忠岡町クリーンセンターをはじめ、忠岡新浜緑地、新浜緑地公園が整備され、一団となった緑や広場的空間などが少ない本町にあっては、大阪湾への眺望も含めて多様な「みどり」にふれあえる貴重なエリアとなっています。

今後とも諸施設の適正管理を促進するとともに、住民がより身近に水辺や緑を親しめるエリアとなるよう、大阪湾を活かした景観形成や各施設における緑化、再生エネルギーの活用などを促進します。

2) 臨海産業活性化促進エリア

このエリアは、高度経済成長期から府下有数の木材産業基地として大きな役割を果たし現在も物流や金属工業、木材工業、漁業などの多様な事業所が立地し、本町の産業振興の中核を担うエリアとなっています。

今後は、産業構造の転換などを踏まえつつ、本町の産業振興の中核にふさわしい産業集積地の維持・形成に向けて、貯木場の活用方策や産業基盤を活かした新たな企業誘致方策などについて関係機関とともに検討を進めます。

②既成住宅地ゾーン

1) 住・産環境調和促進エリア

このエリアは、産業構造の変化にともない産業施設用地から専用住宅用地等への用途転換が進みつつあるエリアとなっています。

このため、産業環境と住環境が互いに協調し、調和できるよう、いずれの環境形成面からもふさわしくない土地利用や建物用途の制限、各々の敷地における緑地などの緩衝空間の確保、開発にあわせた細街路の改善などを進めます。

2) みどりの市街地形成促進エリア

このエリアは、概ね市街化が完了している本町にあって、農地などの緑地的空間がまとまりを持って残され、防災や多様な生態系の保全、環境学習などを展開するうえで重要なエリアとなっています。

このため、農地などが有するみどりの豊かさを継承できるよう、農地などの緑地的空間の保全、土にふれあえる機会の拡充に努めるとともに、開発が行われる場合においては公園緑地的空間の確保や民有地緑化などを促進します。

3) まち・いえ並み形成促進エリア

このエリアは、昔ながらのまち並みも残されているものの、住宅等が密集しており、地震や火災による被害の拡大が懸念されるエリアとなっています。

このため、各施策の連携によって各住宅の耐震性能や防火性能の向上を誘導するとともに開発や建て替えにあわせて歴史的なまち・いえ並みの継承、細街路の改善、公園緑地的空間の確保などを誘導するため、まちづくりに関する情報提供に努めます。

4) 一般市街地エリア

このエリアは、開発住宅地を主体に旧市街地が混在したエリアとなっています。

今後は各地区の建物利用状況を踏まえ、より良い住環境が保全されるよう建物利用の規制・誘導方策について検討します。

③中心交流ゾーン

1) 駅周辺賑わい形成促進エリア

このエリアは、本町内で唯一の鉄道駅である忠岡駅を中心とするエリアとなっています。

今後は、本町の玄関口にふさわしい都市的空間の形成を図るため、駅前広場や駐輪場などの交通結節機能の充実を検討するとともに、生活利便が高く、誰もが気軽に交流を楽しみ賑わいが創出されるよう産業や教育、福祉などの関連施策と連携を図りながら、駅前にふさわしい都市的機能や生活サービス機能の誘導を進めます。

2) シビックセンターエリア

このエリアは、町役場（保健センターなどとの複合施設）や忠岡中学校、忠岡公園（町民運動場）といった施設を中心に公共公益施設用地の緑化推進などによって多様なみどりを有する閑静なエリアとなっています。

今後このような環境の保全、充実にむけて敷地緑化に努めるとともに、生物多様性の保全や再生可能エネルギーの活用など、世界的にも対応が求められている諸課題に対する取組の先導モデルとなるエリアとして充実に努めます。

(2) 骨格軸の形成

①東西交流軸

1) 忠岡シンボルロード

忠岡シンボルロードは、町域の東西を結び、概ね歩道や街路樹が整備された幹線道路でもあり、沿道には忠岡神社や緑水園、前々池といった水とみどりに関する資源も位置しています。

このため、本町のシンボルにふさわしい道路空間が形成されるよう、歩行者・自転車等の安全性の向上やバリアフリー化、街路樹等の質的向上などに取り組むとともに、沿道に位置する一定規模以上の各施設においても、四季を感じられる緑地的空間の整備などを誘導します。

2) 忠岡コミュニティロード

忠岡コミュニティロードは、忠岡シンボルロードを補完するとともに、忠岡駅と町域の東西地域を結ぶ道路であり、沿道には忠岡小学校や忠岡中学校といった教育施設なども位置し、南海本線以西の区間にあっては旧市街地の骨格的道路ともなっています。

このため、忠岡駅へのアクセス性の向上や、歩行者、自転車の安全性の確保、旧市街地の防災・防犯機能の向上にも配慮しつつ道路や交差点の改良、街路灯の設置等を進めるとともに、各地区の特色を活かしたまち並み形成を誘導します。

②南北広域軸

1) 広域ネットワークロード

広域ネットワークロードは、本町と広域圏及び関西空港を結ぶ幹線道路であり、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら道路や橋梁の耐震性強化や交通安全施設の整備、沿道景観の形成などを促進します。

2) 歴史ネットワークロード

歴史ネットワークロードは、本町と広域圏を結ぶ紀州街道であり、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら、道路の美装化やポケットパーク、案内板等の設置などに努めます。

③大津川自然軸

大津川・牛滝川については、河川改修とあわせて河川公園として整備しており、市街地内において広がりのある広場空間の確保が困難な本町においては、その水辺が有する自然環境などととも住民が多様なレクリエーション活動を行なう貴重なオープンスペースとなっています。

今後とも大津川河川公園の適正管理や水洗化率の向上等による水質の向上を進めるとともに、より住民に親しまれる河川となるよう、水辺観察会や環境美化イベントの開催など、河川にふれあえる機会の拡充を進めます。

第5章. 都市づくりの基本方針

全体構想の実現化に向け、概ね本町の10年後を見据えつつ、都市づくりの基本方針を次のように定めます。

5-1 土地、建物利用の規制・誘導の基本方針

(1) 現行用途地域等の尊重と住・産業環境の調和の促進

現行の用途地域等は、平成8年の都市計画法の改正に基づく用途地域等の全面的な見直しにあわせて、それぞれの地域の特性を勘案しながら用途指定を細分化して指定を行ってきており、これら指定を継続することを原則とします。

一方で、本町の用途地域指定の内、約6割を準工業地域が占めており、産業、経済状況の急速な変化などによって産業系から住居系への転換、産業環境や住環境の両面からもふさわしくない用途への転換などが懸念されます。

このため、住環境・産業環境がともに調和できるよう住民や事業者等に地区計画や特別用途地域などの各種制度を周知するなど、適正な土地・建物利用に向けた誘導策により共存を図ります。

また、臨港地区の指定については、大阪府とも連携を図りながら適正な指定を行っていきます。

(2) 建築物の耐震化・市街地の不燃化の促進

本町内の建築物の多くは木造低層専用住宅であることから、これら建築物を耐火・準耐火建築物へと適正に誘導し、最低限の防災性能を確保することが必要です。

災害に強いまちを形成するため、町内の現況や避難所、避難地などの指定状況も踏まえながら準防火地域の指定による規制誘導に努めます。

また、経済的な負担を軽減する仕組みづくりとしての耐震診断・改修補助制度や大阪府の「まちまるごと耐震化支援事業」などの活用を促進します。

(3) みどり豊かな市街地形成の促進

まとまりのある緑地的空間に恵まれない本町内で、まちの魅力を高めみどり豊かなまちを形成するには、公共公益施設の緑化とともに民有地の緑化を適正に誘導することが必要です。

このため、市街地整備や各種開発の進行などにあわせて、地区計画制度による垣・柵の制限や緑化率の指定、緑地協定、緑化地域などの指定に努めます。

5-2 都市施設整備の基本方針

(1) 交通施設の整備に関する基本方針

①公共交通等の整備

南海本線忠岡駅の乗車人員は、減少傾向にあり、平成21年では5,000人/日を下回る状況となっています。

鉄道は、本町と大阪都市部及び関西国際空港等を結ぶとともに、二酸化炭素の排出抑制や交通弱者の円滑な移動など、本町が発展を図るうえで大きな役割を担っています。

このため、鉄道を利用しやすくなるよう忠岡駅及び周辺のバリアフリー化や駅前駐輪場、駅前広場、アクセス道路等といった交通結節機能の充実に努め鉄道利用を促進します。

②都市計画道路の整備

本町では、主要 8 路線を都市計画道路として都市計画決定を行い整備に取り組み、計画延長比での進捗率は 92%と幹線道路ネットワークの形成が図られています。

一方で、忠岡吉井線、忠岡岸和田線の 2 路線については、一部区間を供用している状況であり、沿道市街地との一体的整備や隣接する岸和田市とのネットワーク化といったことも踏まえつつ整備を図ります。

③その他道路の整備

幅員 4m 未満道路については、建築基準法の規定によって、幅員 4m 未満道路に接する敷地に対して、建築時に敷地後退（セットバック）が義務づけられていることから、個々の建替え時に適切に対処し道路の拡幅に努めます。

全体構想で位置づけている忠岡コミュニティロード（府道田治米忠岡線・町道本通り線）、歴史ネットワークロード（紀州街道）については、歩行者や自転車にやさしい道となるよう道路や交差点の改良や無電柱化、街路灯の設置などの整備に努めます。

また、忠岡町シビックセンターや小中学校、幼稚園、保育所、総合福祉センターの周辺道路では、施設利用者の特性を踏まえ、バリアフリー化、路面表示の充実、歩車分離などによって歩行者や自転車等の安全性の向上に努めます。

(2) 公園・緑地の整備に関する基本方針

①都市公園の整備

都市公園法施行令に掲げている住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、行政区域内（一般に市街化調整区域を含む）では 10 m²以上とし、市街地では 5 m²以上としております。

よって、当該数値を参考に「忠岡町緑の基本計画」において都市公園の長期目標水準を下記のように定めており、この目標水準の達成に向けて、都市計画公園の内、未整備である高月公園、東区公園、北区公園の整備に努めます。

表5-1 都市公園の整備目標水準

	現 況	長期目標（概ね 20 年後）
都市公園	7.94 ha (4.4 m ² /人)	14.58 ha (8.1 m ² /人※)

※の値は 14.58 ha を将来人口フレーム（1.8 万人）で除した値

資料：忠岡町緑の基本計画

②その他の公園・緑地等の整備

自然的な緑地資源に乏しい本町において、公共公益施設及び民間施設の緑地は、緑豊かなまちづくりを推進するうえで重要な役割を担うことから、各緑地が有する環境、レクリエーション、防災、景観、福祉や交流などの各機能が十分に発揮され、住民が身近に緑の豊かさを感じられるよう、地域内の配置バランスも考慮しつつ保全・整備に努めます。

(3) 下水道及び河川の整備に関する基本方針

① 下水道の整備

本町の下水道は、分流式を採用しており、昭和 62 年の南大阪湾岸北部処理場（現：南大阪湾岸流域 北部水みらいセンター）の通水に併せ一部供用を開始しました。

1) 汚水

汚水管については、平成 22 年度（2010 年度）末現在、人口普及率でみると 96.4% まで整備が完了していることから、今後とも、市街化の進行状況などを踏まえつつ年次計画にもとづき管路を整備するとともに、管路施設の維持管理を効率的・効果的に進めるため長寿命化計画を作成します。

2) 雨水排水

雨水管については、平成 22 年度（2010 年度）末現在、面積普及率で 78.2% まで整備が完了していることから、今後とも、市街化の進行状況などを踏まえつつ年次計画にもとづき管路を整備するとともに、雨水ポンプ場及び管路施設の維持管理を効率的・効果的に進めるため長寿命化計画を作成します。

② 河川の整備

大津川は、和泉市、岸和田市などを流下し、町域東端の高月付近で松尾川と牛滝川が合流さらに馬瀬地区付近で泉大津市内を流れる榎尾川と合流して大阪湾に注ぐ府下最大の二級河川（大阪府管理河川）です。

大津川は時間雨量 80mm に対応した河川改修が完了済みであり、河口から下流部の楯並橋までの約 1km の区間においては伊勢湾台風級の超大型台風による高潮にも対応できる高潮堤防が完成しています。

河川の維持管理に関しては、管理者である大阪府とも連携を図りながら、東日本大震災の津波被害などを教訓とした災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切に整備を行います。

さらに、住民に親しまれる河川となるよう大津川河川公園の適正管理をはじめ、河川を活かしたイベントの開催や各種情報の提供によって河川愛護思想の普及を促進します。

(4) その他公共公益施設等の整備に関する基本方針

町内に位置する忠岡町シビックセンターをはじめ官公庁施設、教育施設、福祉施設、文化施設及び供給処理施設については、耐震化、バリアフリー化、長寿命化などをはじめとする施設の適正管理を促進するとともに、今後は、より効率的で効果的な公共公益施設の運営・管理が求められることから、各施設の耐用年数や社会的な役割、公民の役割分担などの把握に努め、必要に応じて集約化や複合化などを図ります。

5-3 都市環境等の保全・整備の基本方針

(1) 環境負荷の低減

①再生可能エネルギーの普及促進

近年、地球温暖化の進行や化石燃料の枯渇などが懸念される状況となり、都市活動が地球環境に与える負荷を軽減し、持続可能な都市づくりをめざすことは世界的な潮流となっています。

本町においては、地球環境の保全や負荷軽減に貢献していくため、市街地内においても利活用が可能と考えられる太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの普及に向けて活用事例や技術情報、補助制度などの各種情報の提供を行います。

②ヒートアイランド現象の軽減

ヒートアイランド現象を緩和するため、敷地や建物の緑化、農地や溜め池の保全を推進するとともに、大津川や町道中央線などについては、大阪湾からの海風を市街地内に適切に取り込む風の道などとしての充実を隣接市などと連携を図りながら検討します。

③公共交通等の利用促進

都市交通における環境負荷の低減を図るため、自動車交通を円滑に処理する幹線道路や歩行者・自転車利用に配慮したコミュニティ道路のネットワーク形成を進めるとともに、鉄道及び自転車利用の促進に向けて駅前広場や駐輪場等の一体的な整備を図ります。

(2) 自然環境の保全・整備等

本町の町域内には山林や一団となった農地、大川などがなく、大阪湾と大津川、溜め池、農地等が有する自然環境は、自然環境に乏しい本町にとって自然に親しめる貴重な資源でもありその保全に努めるとともに、各々の特色を活かした自然観察会の開催などによって自然に親しめる機会の拡充を図ります。

また、これら自然資源をネットワークすることによって多様な生態系が育まれるよう、市街地内においても施設緑化や街路樹などの充実、忠岡町シビックセンター周辺の修景池等のビオトープ化などを図ります。

(3) 生活及び操業環境等の保全

本町は、南北約 1 km、東西約 4 km でその町域面積は 4.03 k m²と非常にコンパクトであり持続可能な都市づくりを行うためには住・産・商などの複合的な土地・建物利用を図ることが求められます。

このため大気や水質の汚染、騒音、異臭などの発生源となる工場や事業所などへの指導を適切に行い、生活及び操業環境等の保全に努めます。

5-4 都市景観等の保全・整備の基本方針

(1) 広域的連携による都市景観の形成

大阪湾岸や大津川、国道 26 号及び紀州街道とその周辺地区にあっては、大阪府及び関係自治体などとも連携を図りながら、各々の特色を活かしつつ忠岡らしさが感じられる都市景観の形成を促進します。

(2) 地域らしさを演出する景観資源の保全と充実

忠岡神社の巨木群、永福寺のビャクシンおよび緑水園をはじめ、だんじり小屋や溜め池、農地などは、各々の地域らしさを形成する景観資源でもあり、その保全に努めます。

幹線道路をはじめ忠岡町シビックセンター、小学校、中学校、公園などの公共公益施設や、一定の敷地規模を有する集合住宅、事業所なども、良好な都市景観の形成を先導する景観資源でもあり、これらを活かして地域の顔となる景観を整備・誘導します。

(3) 駅前景観の形成

忠岡駅は本町唯一の鉄道駅であり、本町と各都市を結ぶ玄関口でもあります。このため、駅前広場やアクセス道路整備などとも連携しながら、本町の玄関口にふさわしい駅前景観の形成・誘導を図ります。

(4) 屋外広告物の規制・誘導等

周辺の環境や景観と屋外広告物を調和すべき忠岡駅前、忠岡町シビックセンター、小学校や社寺仏閣等を中心とする地区等において、地域のまちづくりと連携し、屋外広告物の規制・誘導を図ります。

5-5 市街地整備及び住宅供給等の基本方針

(1) 既成市街地等の整備促進

細街路や狭小老朽木造住宅などによって街区が形成されている市街地については、火災や地震による建物倒壊などの拡大が懸念されることから、消火栓や防火水槽などの適正配置などを進めるとともに、家屋等の防火や耐震性能の向上に関する意識の啓発、地区計画制度などの PR に努めることによって市街地の改善を誘導します。

(2) 忠岡駅周辺地区の整備促進

忠岡駅周辺地区については、駅前に至る道路や駅前広場、駐輪場などの整備をはじめ、駅前における各種サービスの提供、本町の玄関口にふさわしい景観の創出など、忠岡駅周辺地区の活性化に向けた機運の高揚に努め、人々が集い、賑わいを育む地区となるよう誘導します。

(3) 多様な住宅供給の促進

大阪都心などに直結する利便性を定住人口の増加に結びつけるため、公営住宅の適正管理を

はじめ、民間とも連携を図りながら、若者向け、子育て世帯向け、高齢者世帯向けなどの多様なニーズにあった住宅の供給に努めます。

5-6 都市防災・防犯の基本方針

(1) 大規模な津波を想定した防災施設・基盤等の充実

東日本大震災を教訓に、大阪湾岸地域に位置し概ね平坦な本町では、大規模な津波の発生も想定しつつ大阪府及び関係機関と連携して、各種防災施設及び基盤の整備に努めます。

また、緊急的な避難を円滑に実施できるよう、町域内の主要な公共公益施設の標高や建物の構造等を把握し、公共公益施設等への標高の表示や津波避難ビルなどとしての利活用が期待される民間集合住宅や各種事業所の指定を行います。

(2) 防災拠点施設やライフライン等の整備

災害時の活動拠点施設や避難所、避難や緊急輸送を確保するために必要な道路・橋梁・公園などの適正管理を図ります。

また、関係機関とも連携を図り、上下水道、電気・電話などのライフラインの耐震性の強化に努めます。

(3) 防犯に配慮した施設等の充実

犯罪が起こりにくい環境の形成に向けて、街路灯の整備や周囲からの見通しに配慮した公園や公共公益施設の整備などを進めるとともに、防犯対策に活かせるよう警察や自治会などとの連携によって犯罪発生箇所や街なかの死角等の把握に努めます。